

別表六の二(八)
「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度
・ ・ ・
法人名 ()

別表六の二(八)
平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 越 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)		20	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 (23) × $\frac{(1)}{100}$		2		エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		21		
	取得価額 (別表六の二(八)「21」)				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)		25		
	税 額 控 除 (3)				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「15の②」)		26		
	調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{(1)}{(21)}$		5		当期税額控除額の合計額 (25) - (26)		27		
	個別帰属額基準額 (2) × $\frac{20}{100}$		6		総調整前連結税額基準額 (23) × $\frac{20}{100}$		28		
	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額		7		総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)		29		
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額		8		繰越税額控除 連 結 事 業 年 度 平 平 ・ ・ ・ ・ ・ ・ (各連結法人の(39)の①)の合計		30		
	調整前連結税額超過構成額 (26) × $\frac{(8)}{(25)}$		9						
	当期税額 (8)								
	繰越税額控除 (38)								
	調整前連結税額 (29) × $\frac{(1)}{(22)}$		12		当期繰越税額控除額の合計額 (32) - (35)		36		
	個別帰属額基準額 (2) × $\frac{20}{100}$		13		法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)		37		
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13) - (8)		14		各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額		15		連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (38) - (39)
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額		16		平 平 ①		円	円	
	調整前連結税額超過構成額 (33) × $\frac{(39の①)}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39の②)}{(31)}$		17		平 平 ②				外 円
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)		18		計			(16)	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)		19		当期分		(4)	(8)	外
				合 計					